平成２７年（フ）第１３５７号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府894番地１　オレンジヒル新宮101号
債務者　倉原沙耶香
１　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３６２号
福岡市東区青葉１丁目32番２号
債務者　ＬＩＮ　ＹＡＮＧ　林　　洋（通称　寶藏寺洋）
１　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３６５号
福岡市東区唐原５丁目１番47―106号
債務者　中村　輝明
１　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３７６号
福岡市博多区千代１丁目24番12―201号
債務者　石橋　将太
１　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３７８号
福岡市博多区店屋町７番704号
債務者　廣橋ひとみ
１　決定年月日時　平成27年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３８０号
福岡市西区福重５丁目20番12―105号
債務者　佐伯　琴代
１　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３８４号
福岡県宗像市東郷２丁目７番16―303号
債務者　新　　智法
１　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３８５号
福岡県宗像市東郷２丁目７番16―303号
債務者　新　　裕子
１　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３８７号
福岡市早良区荒江３丁目18番13―305号
債務者　石橋　弘徳
１　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３９１号
福岡市西区下山門団地23番103号
債務者　大木　貴恵
１　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３９４号
福岡市東区箱崎７丁目20番12―1302号
債務者　廣田　恵子
１　決定年月日時　平成27年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３９５号
福岡市東区箱崎７丁目20番12―1302号
債務者　廣田　宣昭
１　決定年月日時　平成27年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４２１号
福岡市西区泉２丁目18番10―103号、前住所福岡県糸島市泊758番地スマイルコートⅠ203号
債務者　大石　隆司
１　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３１９号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目37番10号（１Ｆ）
債務者　瀬戸山　健
１　決定年月日時　平成27年10月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３３８号
鹿児島県鹿児島市春山町1713番地21（サンリッチ202号）
債務者　日高　　實
１　決定年月日時　平成27年10月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２５８号
茨城県水戸市千波町2397番地　住谷住宅
債務者　滝原　靖夫
１　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第５０号
岐阜県可児市長坂６丁目234番地
債務者　北原　　豊
１　決定年月日時　平成27年10月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第２５号
三重県熊野市木本町330番地99
債務者　曲田　るみ
１　決定年月日時　平成27年10月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
津地方裁判所熊野支部